

健生食輸発0508第1号
令和7年5月8日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フィリピン産生鮮バナナの検査命令免除対象企業の変更)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正:令和7年4月30日付け健生食輸発0430第1号)により通知したところである。

今般、フィリピン政府から、生鮮バナナの検査命令免除対象企業について、住所変更の連絡があったことから同通知の別表31について別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。